

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十九号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条から第五十条まで（現行のとおり） （開発許可の対象となる地域の区分）</p> <p>第五十一条 条例第四十七条第一項ただし書に規定する規則で定める地域（以下「甲地域」という。）は、次に定める区域を除く地域とする。</p> <p>一 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区</p> <p>二から九まで（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第五十二条から第六十九条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第五十条まで（略） （開発許可の対象となる地域の区分）</p> <p>第五十一条 条例第四十七条第一項ただし書に規定する規則で定める地域（以下「甲地域」という。）は、次に定める区域を除く地域とする。</p> <p>一 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第三条第一項に規定する緑地保全地区</p> <p>二から九まで（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第五十二条から第六十九条まで（略）</p>